

# 第7章

---

## 事業費の見込みと保険料

# 第7章 事業費の見込みと保険料

## 第1節 介護保険制度の仕組みと財源

### 1 介護サービスの給付と負担の関係

介護保険制度はサービスの給付と負担の関係が明確な社会保険制度となっています。

サービス費用は、国・都道府県・市町村の公費と、第1号保険料、第2号保険料の3者でまかなうこととされており、それぞれが国によって決められた一定の割合に応じて負担することとなります。

このことから、サービス費用が大きくなるほど、それぞれの負担する金額も大きくなり、結果的に第1号保険料全体で負担する金額も大きくなる仕組みとなっています。

第1号保険料は、介護保険の保険者である札幌市に納めていただきますが、その額は、介護保険事業計画期間の3年間で見込まれるサービス費用のうち、第1号保険料全体で負担すべき金額をまかなうことができるように設定し、市の条例や介護保険事業計画の中で定めます。

一方、第2号保険料は、第2号被保険者が加入している医療保険において医療保険料に上乗せして納めていただきますが、その保険料額は市町村が定めるのではなく、国が各医療保険者に課した金額を基に、それぞれの医療保険者が独自の算定方法により設定しています。

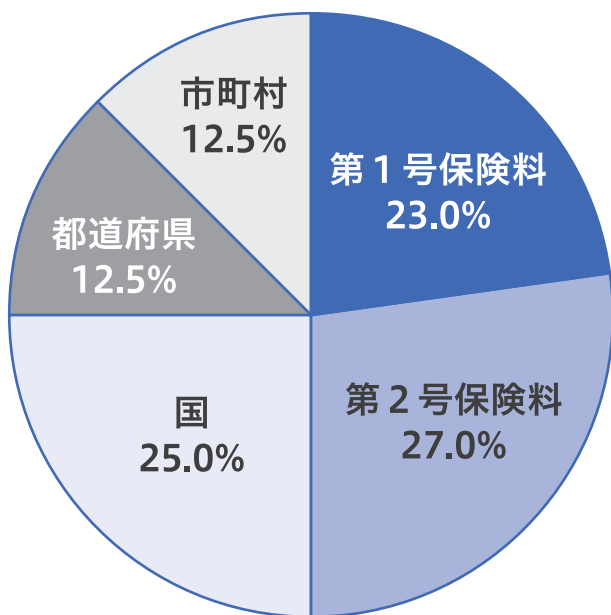
## 2 保険給付費の財源構成

保険給付費の財源は、基本的に、50%が国・都道府県・市町村の公費負担、残りの50%が第1号保険料と第2号保険料で構成されます。

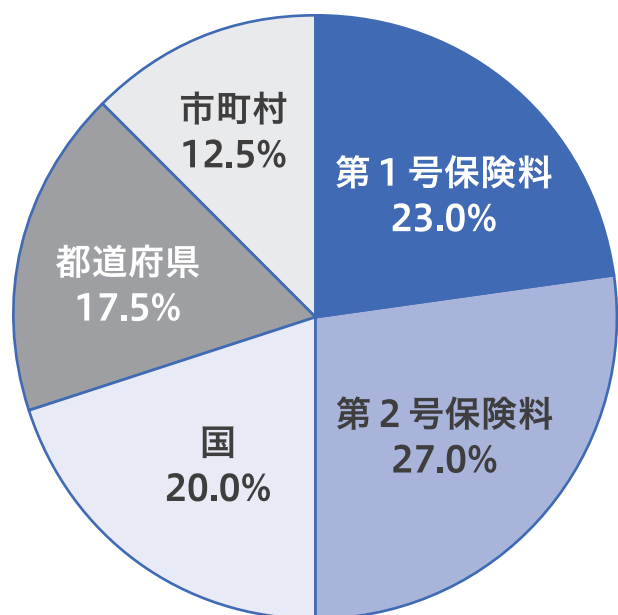
第1号保険料と第2号保険料の割合は、国が全国ベースの人口比率で決定し、全国平均で見た1人あたりの保険料額が第1号被保険者と第2号被保険者の間で同一水準となるよう設定されます。

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間については、前3年間に引き続き、第1号保険料「23%」、第2号保険料「27%」と定められています。

### 居宅等給付費の財源構成



### 施設等給付費の財源構成



※ 施設等給付費とは、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・特定施設入居者生活介護に係る給付費等であり、居宅等給付費はそれ以外の給付費

※ ここで示す保険給付費の負担割合は全国の標準的なものであり、国の負担分については、市町村ごとの高齢者の所得段階別加入割合や後期高齢者加入割合の格差について、国が財政調整を行うことによって増減する

国の負担分が増えると、第1号保険料の負担分が減少し、国の負担分が減ると、第1号保険料の負担分が増加することとなる

【負担割合の調整の例】(居宅等給付費の場合)

● 国 25.5%の場合 → 第1号保険料 22.5% ● 国 24.5%の場合 → 第1号保険料 23.5%

### 3 地域支援事業の財源構成

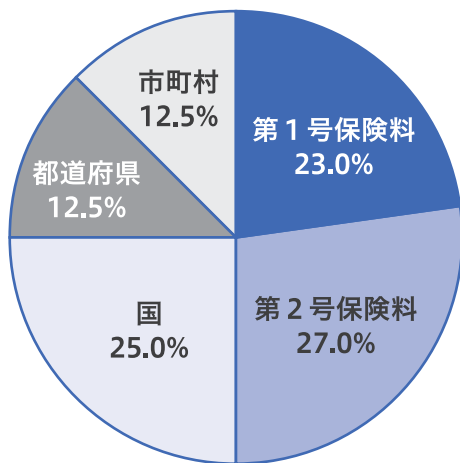
地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業)の財源は、事業によって構成割合が異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業については、保険給付費における居宅等給付費と同様に、50%が国・都道府県・市町村の公費負担、残りの50%が第1号保険料と第2号保険料で構成されます。第1号保険料と第2号保険料の割合は、保険給付費と同様に、第1号保険料「23%」、第2号保険料「27%」と定められています。

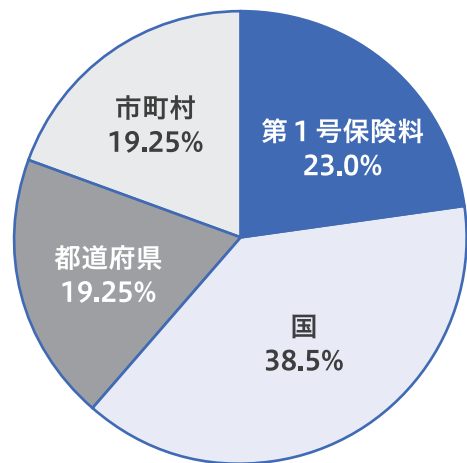
包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、23%を第1号被保険者が負担し、残りの77%を国・都道府県・市町村の公費で負担するように定められています。

なお、地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で実施することとされています。

介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成



包括的支援事業及び任意事業の財源構成



※ ここで示す介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合は全国の標準的なものであり、国の負担分については、市町村ごとの高齢者の所得段階別加入割合や後期高齢者加入割合の格差について、国が財政調整を行うことによって増減する

国の負担分が増えると、第1号保険料の負担分が減少し、国の負担分が減ると、第1号保険料の負担分が増加することとなる

【負担割合の調整の例】

- 国 25.5%の場合 → 第1号保険料 22.5%
- 国 24.5%の場合 → 第1号保険料 23.5%

### 4 保健福祉事業の財源構成

保健福祉事業の財源は、国・都道府県・市町村の公費や第2号保険料の負担はなく、すべてが第1号保険料で構成されています。

## 第2節 第1号保険料の所得段階区分

### 1 介護保険料段階の設定

札幌市における令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの保険料の段階設定は、被保険者それぞれの負担能力に応じて保険料を負担していただくため、前計画に引き続き13段階に設定します。

### 2 介護保険料段階を区分する基準所得金額の見直し

平成30年度(2018年度)税制改正において、公的年金収入から控除される公的年金等控除額が一律10万円引き下げられるなどの制度改正が行われました。

そのため、前計画においては、この税制改正により介護保険料段階判定に影響が生じないよう、本人の市民税が課税である第6段階以降の方の合計所得金額のうち、公的年金収入に係る年金所得などから最大10万円を控除する特例措置が設けられていました。

この特例措置が令和5年度(2023年度)末をもって終了することが国から示されたため、本計画においては、第6段階以降の基準所得金額を一律10万円引き上げることにより、公的年金などの収入金額が前計画までと変わらない場合には、前計画までと同一の保険料段階となるよう、見直しを行います。

### 3 低所得者の第1号保険料の軽減

#### (1) 負担割合の見直し

本計画においては、低所得者層の保険料負担の軽減を図るため、第1段階から第3段階において、基準額に乗じる割合を引き下げます。

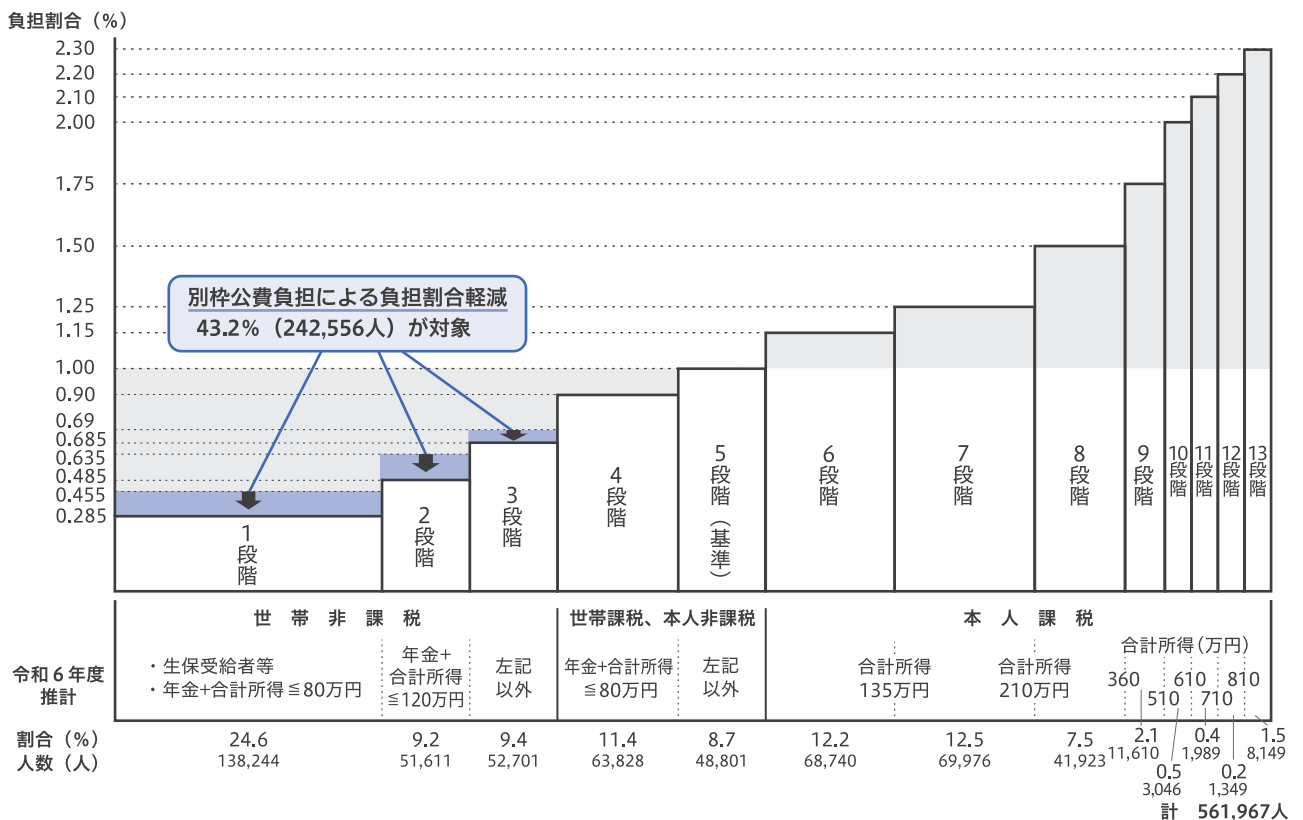
第1段階(負担割合：0.50 → 0.455) 引き下げ幅：▲0.045
第2段階(負担割合：0.65 → 0.635) 引き下げ幅：▲0.015
第3段階(負担割合：0.75 → 0.69) 引き下げ幅：▲0.06

#### (2) 別枠公費負担による軽減継続

前計画から引き続き、第1段階から第3段階の基準額に乗じる割合をさらに引き下げ、その引き下げた分について、サービス費用の約50%の公費負担に加えて、別枠で公費を投入し、保険料の軽減を図ります。

第1段階(負担割合：0.455 → 0.285) 別枠公費負担による軽減割合：▲0.17
第2段階(負担割合：0.635 → 0.485) 別枠公費負担による軽減割合：▲0.15
第3段階(負担割合：0.69 → 0.685) 別枠公費負担による軽減割合：▲0.005

### 札幌市の本計画(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)) 段階設定及び低所得者負担軽減



札幌市の本計画(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))段階設定

段階	対象者	負担割合 (対基準額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護を受給している方</li> <li>● 中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方</li> <li>● 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方</li> </ul>	×0.285
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の <u>公的年金収入金額と                      合計所得金額の合計</u> <sup>※</sup> が	80万円以下の方
第3段階		80万円を超え 120万円以下の方
第4段階		120万円を超える方
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、 本人が市町村民税非課税で、 本人の前年の <u>公的年金収入金額と                      合計所得金額の合計</u> <sup>※</sup> が	80万円以下の方
第6段階		80万円を超える方
第7段階	本人が市町村民税課税で、 前年の <u>合計所得金額</u> <sup>※</sup> が	135万円未満の方
第8段階		135万円以上 210万円未満の方
第9段階		210万円以上 360万円未満の方
第10段階		360万円以上 510万円未満の方
第11段階		510万円以上 610万円未満の方
第12段階		610万円以上 710万円未満の方
第13段階		710万円以上 810万円未満の方
	810万円以上の方	

※ 合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得（繰越控除前）も含まれます。

ただし、租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除し、本人の市町村民税が課税以外の方は、公的年金収入に係る雑所得（公的年金の所得）を控除した額とします。

また、保険料賦課年度が令和3年度以降の場合、本人の市町村民税が課税以外の方については、給与所得（給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除した額です。

なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。



## 第3節 第1号保険料の減免制度

札幌市では、やむを得ない特別な事情で保険料の納付が困難となった方などに対して、その事情に応じて、4種類の保険料減免の制度を設けています。

本計画においても、引き続き、前計画と同様の要件で保険料の減免制度を設けることとします。

### 1 災害減免

第1号被保険者本人または生計を維持している方の居住する家屋等が、災害により損害を受けた場合に、損害程度や所得の状況に応じて保険料を減額します。

### 2 所得激減減免

失業等により、①生計を維持している方の所得と、②世帯全員の所得の合計が、それぞれ前年の2分の1以下になった場合、下がった所得をもとに再計算した保険料との差額分を減額します。

### 3 介護保険法第63条減免

刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁された場合、その拘禁された期間に応じて保険料を減額します。

### 4 低所得者減免(平成15年度(2003年度)から実施)

第1段階以外に該当する方で、収入や活用することができる資産の額が特に低い方について、保険料を第1段階相当額まで減額します。

#### <低所得者減免の概要>

保険料第1段階以外に該当する被保険者のうち、以下のすべての要件に該当する特に収入が低いと思われる方について、保険料を第1段階相当額まで減額します。

#### ①収入要件

世帯全員の前年の年間収入合計額が1人世帯で120万円以下、2人世帯で160万円以下(以降、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した金額以下)

#### ②資産要件

世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下

#### ③扶養要件

別の世帯の市町村民税課税者に扶養(税、健康保険)されていない

#### ④不動産の所有の要件

世帯全員が、居住用または事業用以外の不動産を所有していない

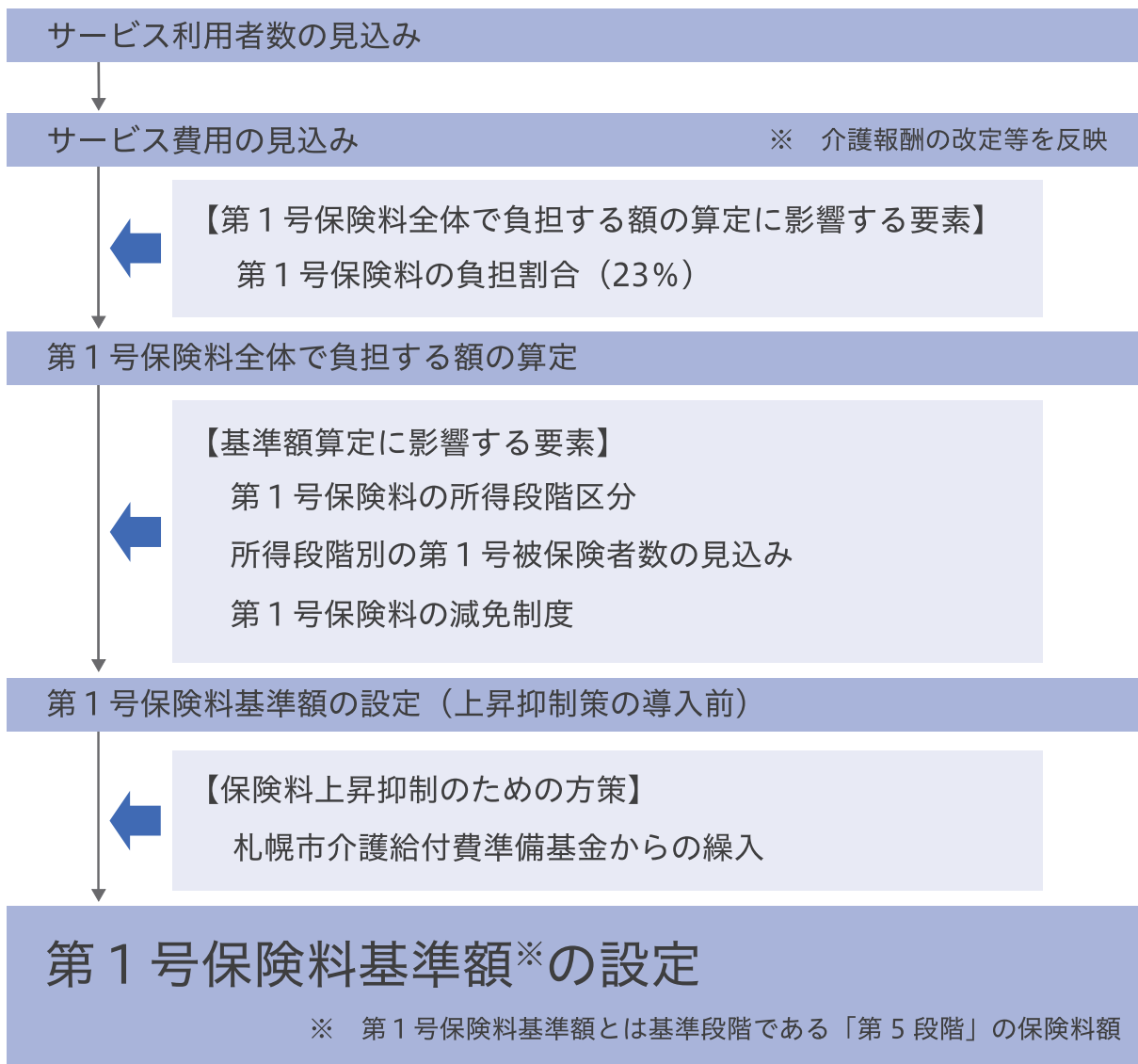


## 第4節 第1号保険料の額の設定

### 1 第1号保険料の額の設定(概要)

第1号保険料の額の設定は、以下のように行います。

#### 第1号保険料の額の設定(概要)



## 2 第1号保険料の額の設定

### (1) サービス費用の見込み

保険給付のサービス費用については、第6章で示した被保険者数・要介護等認定者数・サービス利用者数の見込みに基づいて推計しています。

まず、施設・居住系のサービスについては、整備水準等を踏まえて推計した「利用者数」に「平均給付費」を乗じて費用を推計しています。

その他の居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス等については、要介護等認定者数の増加やそれぞれのサービスの利用率の推移などを踏まえて推計した「サービス量」に「平均給付費」を乗じて費用を推計しています。

一方、地域支援事業については、それぞれの事業の実施に必要な費用を見込んでいますが、全体では、国が定める基準の範囲内で実施することとしています。

保険給付費、地域支援事業費及び保健福祉事業費を合計した費用の全体は、約5,258億円となり、前計画と比較して8.6%の伸びとなります。

### (2) 第1号保険料全体で負担する額の算定

これらのサービス費用の増加によって、本計画の第1号保険料全体で負担する額は3年間で約1,191億円となり、前計画における見込額と比べて7.4%の増加が見込まれます。

## 費用の見込額

単位：百万円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	計
保険給付費	159,151	164,727	170,582	494,460
地域支援事業費	8,925	9,985	10,976	29,886
保健福祉事業費	438	476	510	1,424
合計	168,514	175,188	182,068	525,770

※ 端数処理の関係で内訳と合計は一致しない場合がある。

## 費用の見込額等の推移

前計画 (令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))	サービス費用額(3年間累計)
サービス費用の全体	4,843億円
公費負担分(50%)	3,734億円
第2号保険料分(27% <sup>※</sup> )	
第1号保険料分(23% <sup>※</sup> )	1,109億円



本計画 (令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))	サービス費用額(3年間累計)
サービス費用の全体	5,258億円 (8.6%増)
公費負担分(50%)	4,067億円
第2号保険料分(27% <sup>※</sup> )	
第1号保険料分(23% <sup>※</sup> )	1,191億円 (7.4%増)

※ 負担割合は全国の標準的なもの。実際には、市町村ごとの高齢者の所得段階別加入割合や後期高齢者加入割合の格差について、国による財政調整が行われるため、この比率とは若干異なる。なお、第1号保険料分には、第1号保険料で全額負担する保健福祉事業費を含む。

### (3) 保険料基準額(第1号被保険者1人が負担する保険料額)の算定 (上昇抑制策の導入前)

第1号被保険者1人が負担する平均的な保険料額である「保険料基準額」は、基本的には「第1号保険料全体で負担する額」を、「第1号被保険者の補正後人数」で割ることによって求めます。

ここで「第1号被保険者の補正後人数」とは、被保険者の人数を保険料の負担割合によって換算した人数のことです。例えば、第5段階で基準額を負担されている方は「1.00人」と数えますが、第8段階で基準額の1.5倍を負担されている方は「1.50人」というように数えます。

本計画の「第1号被保険者の補正後人数」は、3年間の累計で約158万人と見込んでいますが、これは前計画における見込人数と比較して約1.5%の増加となります。

#### 被保険者見込人数の推移

	被保険者数（実人数） （3年間累計）	補正後被保険者数 （3年間累計）
前計画 （令和3年度（2021年度） ～令和5年度（2023年度））	166万人	156万人
本計画 （令和6年度（2024年度） ～令和8年度（2026年度））	171万人	158万人

## 【参考】所得段階別の推計人数

過去の実績を勘案した所得段階別の加入者割合と第1号被保険者数の今後の推移を加味して、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの所得段階別被保険者数の分布を推計しています。

(単位:人 ※下段は縦計に対する構成割合)

段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1段階	138,244 24.6%	140,062 24.6%	142,202 24.6%	420,508 24.6%
第2段階	51,611 9.2%	52,290 9.2%	53,089 9.2%	156,990 9.2%
第3段階	52,701 9.4%	53,394 9.4%	54,210 9.4%	160,305 9.4%
第4段階	63,828 11.4%	64,668 11.4%	65,655 11.4%	194,151 11.4%
第5段階	48,801 8.7%	49,443 8.7%	50,198 8.7%	148,442 8.7%
第6段階	68,740 12.2%	69,644 12.2%	70,708 12.2%	209,092 12.2%
第7段階	69,976 12.5%	70,896 12.5%	71,979 12.5%	212,851 12.5%
第8段階	41,923 7.5%	42,474 7.5%	43,123 7.5%	127,520 7.5%
第9段階	11,610 2.1%	11,763 2.1%	11,943 2.1%	35,316 2.1%
第10段階	3,046 0.5%	3,086 0.5%	3,133 0.5%	9,265 0.5%
第11段階	1,989 0.4%	2,016 0.4%	2,046 0.4%	6,051 0.4%
第12段階	1,349 0.2%	1,366 0.2%	1,387 0.2%	4,102 0.2%
第13段階	8,149 1.5%	8,256 1.5%	8,382 1.5%	24,787 1.5%
合計	561,967	569,358	578,055	1,709,380

※ 端数処理の関係で割合の合計が100%にならない場合がある。

これまでの推計をもとに保険料基準額を求めると、

$$\begin{aligned}
 & \text{保険料基準額(月額)} = \text{「第1号保険料全体で負担する額」} \\
 & \div \text{「第1号被保険者の補正後人数」} \div \text{収納率}^{\ast 1} \div 12 \text{ か月(月額換算)} \\
 & = 1,191 \text{ 億円} \div 158 \text{ 万人} \div 99.35\% \div 12 \text{ か月} \\
 & = 6,317 \text{ 円}^{\ast 2}
 \end{aligned}$$

となります。

※1 収納率は過去の実績等を踏まえて推計しています。なお、ここで使っている「収納率」とは、一般的な現年度分の保険料の収納率に加え、滞納繰越保険料の収入分と保険料減免による保険料収入の減少分を考慮しています。

※2 「第1号保険料全体で負担する額」及び「第1号被保険者の補正後人数」の端数処理の関係で、円単位が計算結果と異なります。

本計画の保険料設定にあたっては、ここで求めた6,317円の基準額(月額)に対して、以下の保険料上昇抑制策を導入します。

#### (4) 保険料上昇抑制策の導入

札幌市では、第1号保険料などの収入額が保険給付費等の費用を上回ったことによって生じた剰余金を「札幌市介護給付費準備基金」に積み立てて、管理・運用しています。

本計画の第1号保険料の設定にあたっては、この基金を保険料上昇抑制のために活用します。

#### (5) 本計画の第1号保険料の基準額について

(1)~(3)で見てきたとおり、サービス費用の上昇などによって、本計画の第1号保険料の基準額は、上昇抑制策を行わなければ、月額6,317円となりますが、(4)の上昇抑制策を行い、前計画と同額の月額5,773円とします。

### 3 低所得者の第1号保険料の軽減の効果

第1号保険料の基準額を計算する際、第1段階から第3段階までの方の補正後人数は、公費負担で軽減される前の負担割合で計算を行うため、公費を投入しても基準額自体は変わりません。

第1段階から第3段階までの方が実際に負担する保険料は、サービス費用の公費負担とは別枠の公費負担により軽減されるものであり、この軽減の対象は、第1号被保険者全体の約4割となります。

なお、この別枠での軽減を図るための費用は、国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつ負担します。

#### <公費負担による軽減効果>

##### ● 被保険者1人あたりの効果(月額)

	軽減前	軽減後	効果額
第1段階	2,627円	1,645円	(▲982円)
第2段階	3,666円	2,800円	(▲866円)
第3段階	3,983円	3,954円	(▲29円)

##### ● 本計画の第1号保険料全体で負担する額

軽減前	軽減後	効果額
1,191億円	1,125億円	(▲66億円)

所得段階別第1号保険料

段階	対象者	令和3年度(2021年度) ~令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度) ~令和8年度(2026年度)	負担割合 (対基準額)	
		各年度の保険料	各年度の保険料		
第1段階	● 生活保護を受給している方 ● 中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方 ● 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	20,781円 <sup>※3</sup>	19,742円 <sup>※3</sup>	×0.285 <sup>※3</sup> (前計画では) ×0.30	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の <u>公的年金収入金額と 合計所得金額の合計</u> <sup>※1</sup> が	80万円以下の方	34,635円 <sup>※3</sup>	33,596円 <sup>※3</sup>	×0.485 <sup>※3</sup> (前計画では) ×0.50
第3段階		80万円を超え 120万円以下の方			
第4段階		120万円を超える方			
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者が いて、 <u>本人</u> が市町村民税非課税で、 本人の前年の <u>公的年金収入金額と 合計所得金額の合計</u> <sup>※1</sup> が	80万円以下の方	62,343円		×0.90
第6段階		80万円を超える方	69,270円 (月額5,773円)		基準額
第7段階	本人が市町村民税課税で、 前年の <u>合計所得金額</u> <sup>※1</sup> が	135万円未満の方 <sup>※2</sup>	79,661円	×1.15	
第8段階		135万円以上 210万円未満の方 <sup>※2</sup>	86,588円	×1.25	
第9段階		210万円以上 360万円未満の方 <sup>※2</sup>	103,905円	×1.50	
第10段階		360万円以上 510万円未満の方 <sup>※2</sup>	121,223円	×1.75	
第11段階		510万円以上 610万円未満の方 <sup>※2</sup>	138,540円	×2.00	
第12段階		610万円以上 710万円未満の方 <sup>※2</sup>	145,467円	×2.10	
第13段階		710万円以上 810万円未満の方 <sup>※2</sup>	152,394円	×2.20	
		810万円以上の方 <sup>※2</sup>	159,321円	×2.30	

※1 合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得（繰越控除前）も含まれます。

ただし、租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除し、本人の市町村民税が課税以外の方は、公的年金収入に係る雑所得（公的年金の所得）を控除した額とします。

また、保険料賦課年度が令和3年度以降の場合、本人の市町村民税が課税以外の方については、給与所得（給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除した額です。

なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

※2 令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の第6段階以降の基準所得金額については、平成30年度（2018年度）税制改正の影響を考慮し、第6段階以降の方の合計所得金額のうち、公的年金収入に係る年金所得などから最大10万円を控除する特例措置が設けられていたため、一律10万円を差し引いた金額に読み替えてください。

※3 第1～3段階は、引き続き保険料軽減に伴う、軽減後の保険料及び負担割合となっています。



## 【参考】本計画期間中における札幌市介護保険会計の収支見込み

&lt;歳出&gt;

単位：百万円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	計
保険給付費	159,151	164,727	170,582	494,460
地域支援事業費	8,925	9,985	10,976	29,886
保健福祉事業費	438	476	510	1,424
合計	168,514	175,188	182,068	525,770

&lt;歳入&gt;

単位：百万円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	計
第1号保険料	33,616	34,058	34,484	102,157
第2号保険料	44,768	46,519	48,338	139,625
国負担分	40,583	42,429	44,426	127,438
道負担分	23,602	24,493	25,408	73,503
札幌市負担分	23,339	24,207	25,104	72,650
(給付費等分)	(21,157)	(21,997)	(22,860)	66,013
(保険料軽減分)	(2,182)	(2,210)	(2,244)	6,636
札幌市介護給付費 準備基金	2,566	3,442	4,268	10,276
その他(返納金等)	40	40	40	121
合計	168,514	175,188	182,068	525,770

※ 端数処理の関係で内訳と合計は一致しない場合があります。

※ 第1号保険料及び札幌市負担分(保険料軽減分)については、第1段階の負担割合を基準額×0.455→基準額×0.285、第2段階の負担割合を基準額×0.635→基準額×0.485、第3段階の負担割合を基準額×0.69→基準額×0.685に軽減した場合で計算しています。